

## 農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和2年2月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 なし
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
  - 議案第3号 非農地証明願承認について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	<p>こんにちは。2月10日に郡協議会の視察研修を行い、さぬき市、東かがわ市に行ってまいりました。参加された委員さんにおかれましては、ドローンやタブレットの実習で参考になったのではないかと考えています。将来的には、小豆島町でも農地パトロールの場で活用していければと思います。また、人・農地プランについてもそれぞれ状況について話を聞かせていただきました。本農業委員会も、農林水産課とともに取り組んでいかなければならないところです。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、6番委員、10番委員をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、池田在住の[ ]さん所有の 池田 字 [ ] [ ] 畑 2,257 m<sup>2</sup> について</p> <p>2番は、土庄町在住の[ ]さん所有の 蒲生 字 [ ] [ ] 畑 801 m<sup>2</sup> について</p> <p>池田 [ ] の [ ] が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。（ [ ] の現在の経営規模は 164,179.29 m<sup>2</sup> で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	[ ] の従業員とは会えていませんが、現場はオリーブが植わっていますし、この一帯は [ ] がきれいにしてきていますので、問題無いと思います。
職務代理	[ ] が開発している箇所で、担当者からは連絡がなく、申請地の場所も分かりませんが、一連の流れでしているところですので、問題無いと思います。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、兵庫県在住の■■■■さん所有の  
神浦 字 ■■■■ 畑 255 m<sup>2</sup> と  
神浦 字 ■■■■ 畑 236 m<sup>2</sup> の計2筆491 m<sup>2</sup>について  
西村■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培  
する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は9,198 m<sup>2</sup>で、5アール  
の下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当  
しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員

■■■■さんにお話を伺いました。■■■■さんとは同級生で、共通の知人を通じてこの話がまとまったようです。現場はすぐに耕作できるような状態ではありませんが、重機等で整地してオリーブや野菜等を植えられればとのことでした。特に問題はないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、池田在住の■■■■さん所有の  
池田 字 ■■■■ 畑 664 m<sup>2</sup> について  
池田■■■■の■■■■さんが貸資材置場を整備するための転用申請と  
なっています。なお、整備した資材置場は、■■■■さんが代表取締役を務め



る計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 面識はありませんが、この土地は随分前から地上げされており、周りも宅地ばかりです。その中で一部家庭菜園のような形でしたが、今回譲渡となったようです。特に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、馬木在住の[ ]さん所有の  
馬木 字 [ ] [ ] 田 377 m<sup>2</sup> について  
馬木甲 [ ] 201号の[ ]さん外1名が、住宅を建築するための転用申請となっています。  
保崎さんは、現在妻と子どもの3人で、賃貸アパートで暮らしていますが、子どもの成長により現在の借アパートでは手狭になってきたため、自己住宅を建築することとしています。  
転用に係る造成については、コンクリート擁壁を設置し、北側は既存石積を利用し、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも北側河川に排水する計画となっています。  
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長	<p>地元委員は私ですが、現場を見に行ったところ、牛小屋が昔あった場所の隣で、ご主人が亡くなり管理ができなくなったため、今回の件になったようです。本人は近くのアパートに住んでいますが、特段問題はありません。</p> <p>この件について意見はありますか。</p>
10 番委員	<p>土地はもっと広いはずだと思います。</p>
議長	<p>土地は大きいですが、申請地は一部です。</p>
事務局	<p>申請地番は最近分筆したものです。</p>
委員一同	<p>なぜ■■■■■だけ転用せずに残しているのですか。</p>
事務局	<p>こちらは宅地です。</p>
議長	<p>ここが牛小屋だったところですか。よろしいでしょうか。</p> <p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>次に、議案第3号（非農地証明願承認）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番は、兵庫県在住の■■■■■さん所有の 神浦 字 ■■■■■ 畑 511㎡ について 長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われま</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
5 番委員	<p>航空写真を見てのとおり樹も大きくなっており、農地に再生するには難しいので、ここに関しては仕方ないと思います。</p>
議長	<p>ここは非農地にした後、■■■■■をする予定とかがありますか。</p>

事務局	それは聞いていないです。■■■さんが農業をやめるということで、先ほどの3条申請で■■■さんに譲り渡したのと、こちらは非農地にするものです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（非農地証明願承認）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、西村在住の■■■さん所有の 安田 字 ■■■ ■■■ 畑 122 m <sup>2</sup> と 安田 字 ■■■ ■■■ 田 3.24 m <sup>2</sup> について 長年に渡り耕作放棄状態が続いたため農地として復旧することが困難となったものです。証明を受けようとする土地は、■■■さんの父が生前に自営業のために建物を建築し、かなりの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われま。なお、現在その建物は利用されておらず、■■■さんが土地を相続しており、地元の長に確認を受けた顛末書も提出されています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
9番委員	建物というのは、この父親が以前、■■■とってガラスハウスで鉢植えの花を育てていました。その後父親が亡くなり、母親が引き継いでしていましたが、途中からそのガラスハウスを利用して佃煮会社の昆布か若布を切る作業をしておりました。その関係で下はセメントを打っており、農業をするには難があると思います。
議長	■■■さんがハウスを使っていたのは古い話になります。 この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

議長                   ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と3番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局               1番は、西村在住の■■■■さん所有の  
                          西村 字 ■■ ■■■■ 畑 600 m<sup>2</sup> について  
3番は、神懸通在住の■■■■さん所有の  
                          片城 字 ■■ ■■■■ 田 593 m<sup>2</sup> と  
                          片城 字 ■■ ■■■■ 田 695 m<sup>2</sup> と  
                          片城 字 ■■ ■■■■ 畑 1,076 m<sup>2</sup> の計3筆2,364 m<sup>2</sup>について  
安田■■■■番地■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長                   地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6番委員              特に問題ありません。

8番委員              片城についても、継続更新で特に問題ないと思います。

議長                   この件について意見はありますか。

委員一同             ありません。

議長                   ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局               2番は、神懸通在住の■■■■さん所有の  
                          神懸通 字 ■■ ■■■■ 田 541 m<sup>2</sup> と  
                          神懸通 字 ■■ ■■■■ 田 294 m<sup>2</sup> と

神懸通 字 [REDACTED] [REDACTED] 田 1,057 m<sup>2</sup> の計3筆1,892 m<sup>2</sup>  
について神懸通 [REDACTED] の [REDACTED] さんが、新たに借り受けるもので  
す。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっ  
ています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 これまで他の方が貸借の届けをせずに [REDACTED] さんと個人間で貸し借りしてオ  
リーブを栽培しておりましたが、 [REDACTED] さんが高齢になり、 [REDACTED] さんが借り  
てオリーブを作るという話になって、きちんと書類を整えることになりました。

議長 この件について意見はありますか。

10番委員 隣の [REDACTED] の田は土を入れてしまっています。

議長 地元のほうで [REDACTED] に使ったりして、地目を変えたらよいように思  
います。ほかに意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、  
6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

**【6番委員退席】**

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、京都府在住の [REDACTED] さん所有の  
福田 字 [REDACTED] [REDACTED] 田 669 m<sup>2</sup> と

福田 字 ■■■■■ 田 505 m<sup>2</sup> と  
福田 字 ■■■■■ 田 389 m<sup>2</sup> の計3筆1,563 m<sup>2</sup>について  
西村 ■■■■■ の ■■■■■ さんが、再度借り受けるものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

12番委員 ■■■■さんがずっとオリーブを作っており、実際は更新でありますので、特に問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

**【6番委員着席】**

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。  
議案の審議はこれで終わりました。  
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。  
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時

議 長 会長

議事録署名人 6 番

議事録署名人 10 番